

山形市外国語指導助手派遣業務基本仕様書

山形市(以下「甲」という。)が派遣を依頼する外国語指導助手(Assistant Language Teacher。以下「ALT」という。)業務を行うに当たり、派遣業者(以下「乙」という。)との業務契約に係る仕様については、以下のとおりとする。

1 業務の名称

山形市外国語指導助手派遣業務

2 業務の目的

山形市立小中学校において、それぞれの学年に応じた外国語教育及び国際理解教育の一層の充実を図るためALTを派遣すること。

3 履行期間

令和6年8月1日から令和9年7月31日までとする。

4 就業場所

甲が指定する山形市立小中学校及び甲が指定する場所とする。

5 就業人数

ALT8名とする。

6 予算額

121,968,000円(履行期間中の総額、消費税込み)を上限額とする。

[参考] 令和6年度予算額: 27,104,000円

(令和6年8月1日から令和7年3月31日までの額、消費税込み)

7 受注者の責務内容

(1) ALTの採用・派遣業務

(2) 上記(1)の業務を円滑に履行するために必要な次の業務

①山形市担当コーディネーターの選任

②ALTの渡航、入国、就労等に係る諸手続

③甲、小中学校、ALTとの連絡調整

④甲が提供する資料に基づくALTの配置

⑤ALTの就労管理及び勤務の変更がある場合の学校と甲への連絡・報告

- ⑥ A L T の病気、事故その他非常事態対応を含む生活のサポート
 - ⑦ A L T の配置校に適した住居及び通勤手段の提供又は斡旋
 - ⑧ A L T の配置校への定期的な巡回及び必要に応じた指導並びにそれらについての甲への報告
 - ⑨ A L T に欠員が出た場合の速やかな代替 A L T の派遣
- (3) その他
- ① 小中学校教員の外国語教育に関する情報及び研修に役立つ情報の提供
 - ② 上記以外に、甲と乙において協議の上決定した業務

8 A L T の業務内容

- (1) 外国語教育、国際理解教育における指導補助
- (2) 教材・資料作成の補助
- (3) 指導内容・方法についての教員に対する支援と事前打合せ
- (4) その他 必要に応じて勤務時間内で可能な範囲での、下記各号に準ずる対応
 - (ア) パフォーマンステスト等の補助
 - (イ) 授業研究会への参加及び補助
 - (ウ) スピーチコンテスト等への支援
 - (エ) 学校内外での行事参加・運営支援
 - (オ) 翻訳・通訳の支援

9 A L T の勤務日及び勤務時間

- (1) 勤務日は、原則として月曜日から金曜日の週 5 日とする。ただし、行事等に関わって事前に甲と乙の合意がある場合は、この限りでない。
- (2) 勤務時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 3 時 2 0 分までの、休憩 6 0 分を除いた 5 時間 5 0 分とする。ただし、行事等に関わって事前に甲と乙の合意がある場合は、この限りでない。具体的な勤務時間については、派遣契約締結時に予め定める。
- (3) 勤務日及び時間等を含めた業務遂行に必要な要請事項は、甲または学校長から乙に業務遂行計画を提出し、その後の変更の際は、相互に調整の上対応する。

10 A L T の要件

- (1) 英語を母語とする者、又は英語を第二言語として使用している者
- (2) 大学以上の教育機関を卒業した者で、適法な手続きにより日本に入国した者
- (3) 業務を実施するに当たり所持すべき有効かつ適正な在留資格（教育ビザ）を保有し、かつ、外国人登録をしている者
- (4) 業務履行が可能な健康状態にある者
- (5) 教育に携わる者としてふさわしい次のような人格、適性を兼ね備えている者

- ①日本の教育制度及び学習指導要領を理解していること。
- ②日常会話程度の日本語が理解でき、話せること。
- ③日本の外国語教育におけるA L Tの役割を理解していること。
- ④業務の実施に必要な水準の教授技術を有する者であること。
- ⑤日本語や日本の文化、多文化理解への関心が高いこと。
- ⑥日本の生活と教育に適応し、人間性、協調性に富む者であること。
- ⑦通勤及び各勤務地への移動が自分で行える者であること。

11 業務における基本事項

上記7、8で定める責務や業務の他、甲が定める基準に従って業務を行うものとする。
なお、業務における基本事項は、次のとおりとする。

(1) 守秘義務

乙及びA L Tは、業務の遂行に当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。業務期間が終了した後も同様とする。

(2) 費用の負担

上記の業務内容を遂行する際に生じる費用一切は、乙が契約金において負担するものとする。

(3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙で協議の上定めることとする。

12 その他

- (1) 山形市担当コーディネーターは、甲の指定する小中学校、あるいは独自に判断した小中学校を巡回し、A L Tの生活全般に係る相談はもとより、児童生徒に対する指導に関する相談を行い、必要であればその指導も行うこと。また、学校、甲、A L T相互の連絡、打ち合わせ等の補助をする。緊急時には早急に学校と連絡をとり、状況に応じて訪問をするなど、即日に対応するよう努めること。
- (2) A L Tが担当校へ初めて打ち合わせ等で訪問する際には、乙（山形市担当コーディネーター）が同行すること。
- (3) 乙は、トラブルが発生した際に迅速に対応できる管理体制をもち、病気やけが、事故等、やむを得ない事情により休暇を必要とするときは、代替A L Tにより業務を履行する等、即日に対応すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、甲と乙で協議して定めることとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(従業者の明確化)

第3 乙は、この契約による業務に従事する者を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(従業者への周知)

第4 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は番号法又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他関連規程に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従業者への監督及び教育)

第5 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の処理以外の目的に利用し、又は第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）も含む。以下同じ。）に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第8 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために必要な範囲を超えて、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記

録された資料等がある場合には、甲の指示又は承諾があるときを除き、これらを複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第11 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務における個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(再委託先への義務等)

第12 乙は、甲の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第三者に再委託を行う場合には、乙と当該第三者との再委託に係る契約において、この契約に基づき個人情報の取扱いに関して乙が甲に対して負う義務等と同等の義務等を当該第三者が負うべき旨を契約書に明記しなければならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等があるときは、この契約が終了し、又は解除された後直ちにこれらを甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告義務)

第14 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第15 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第16 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が必要でないとき認めるときは、この限りでない。

(実地調査等)

第17 甲は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。ただし、実地に調査をすることが困難である場合には、甲は、乙に対し、それに代わる調査をすることができる。

(再委託先への実地調査等)

第18 乙が甲の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第三者に再委託を行う場合においては、甲は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙と当該第三者との再委託に係る契約による当該業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査し、又はそれに代わる調査をすることができる。

(勧告)

第19 甲は、乙のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(国外における取扱いの禁止)

第20 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をクラウドサービス等により国外において取り扱ってはならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第21 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第22 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 「甲」は山形市を、「乙」は受託者をいう。